

和解の成立について

防災行政無線の焼損に伴う損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

海路口漁港の漁具干し場に設置された市が所有する防災行政無線を焼損した者

2 事件名

熊本地方裁判所 令和 5 年（ワ）第 9 3 4 号 損害賠償請求事件

3 主な請求内容

市は、相手方に対し、金 5 5 0 万 5 5 0 0 円及びこれに対する令和 3 年 4 月 2 1 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払うよう請求する。

4 和解条項

- (1) 相手方は、市に対し、本件解決金として、4 5 0 万円の支払義務があることを認め、これを、令和 7 年 2 月 2 8 日限り、市の発行する納付書により支払う。この払込手数料は、相手方の負担とする。
- (2) 市は、その余の請求を放棄する。
- (3) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

防災行政無線の焼損に伴う損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。